

PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー



特集
「知的財産アドバイザーとしての弁理士」
ヒット商品を支えた特許
ハシ・コーポレーションの
コイン・カウンター「エンゲルス」

■ 弁理士解体新書
■ 特許庁からのお知らせ
■ 知的所有権立見席
■ 知的所有権豆知識
■ 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌
1997

秋号

1999年7月1日、弁理士制度は100周年を迎えます。



ヒット商品を支えた特許
ハシ・コーポレーションのコイン・カウンター「エンゲルス」

7 VOL.

「必要は発明の母」といわれるが、ハシ・コーポレーション(東京都中野区新井二一五)三社長橋義晴氏、電話〇三(三三三)八九四八四(四)のコイン・カウンター(硬貨収納・計算器)は、この俚諺(りげん)がぴったりのアイデア商品である。社長の橋さんはコンビエンス・ストアの元店長で、そのときの体験から生まれた。コンビエンスは二十四時間営業。一日数回売り上げを計算するが、接客の合間を縫って行うため、小銭(硬貨)の処理に苦労する。橋さんは硬貨の残高が簡単に分かるような装置を求めて、文具店などを巡った。しかしコンビエンスで使えるよう安価で使い易い製品は見つけることができなかった。「それならば」と自ら商品化したのが、このコイン・カウンター(商品名「エンゲルス」)である。

プラスチックケースに硬貨を入れる溝を設け、溝の中に数字を表示している。その表示の仕方がミソで、合計金額や枚数を一目で読みとることができる。それが新製品情報誌で紹介されると、「売らせて欲しい」との申し込みが殺到。橋さんはその対応に追われ、店長業との両立が困難になった。このため、一九八九年(平成元年)二月に新会社を作って、独立した。その二ヵ月後に消費税が導入されるといふ幸運(?)にも恵まれ、売り上げは順調な伸びをみせる。しかし、人気商品のつねで、たちまち模倣品攻勢に悩まされるようになった。実用新案出願中だったが、未登録のためやむを得ず

不正競争防止法(不競法)による模倣品の製造・販売差し止めの仮処分を裁判所に申し立てた。不競法による保護には、商品の周知性の立証が必要で、これに苦労したが、何とか九年三月に認められた。この決定は、不競法が小企業の信用保護にも有力な武器になることを示した画期的な出来事だった。その後、より広範囲な保護が受けられる実用新案(第一九六六九七号)も取得し、完全な防衛態勢が整った。橋さんが知的所有権を重視する陰には、若しこの苦い経験がある。自転車やスキー用キーのアイデアを考え、ある雑誌のコンクールに応募した。選には洩れたが、やがて全く同じアイデアの商品が、大手企業から売り出された。「当時、知的所有権法に詳しくなかったら手の打ちようがあった」と今でも悔やむ。こうした体験から「弁理士さんら知的所有権関係者は、一般の人たちに対する啓発活動を強めて欲しい」と話している。

● 弁理士を紹介します。
● 講師として弁理士を派遣します。
● 商標法改正についての解説パンフレットを作成しました。改正の主な内容をわかりやすく解説しています。1部100円(送料含)
■ お問い合わせは下記まで
弁理士会(広報課) Tel 03-3581-1211
弁理士会大阪分室 Tel 06-775-8200
弁理士会名古屋分室 Tel 052-581-5885

▲「商標法改正について」のパンフレット

弁理士会からのお知らせ
● 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
● 弁理士の仕事や特許制度を優しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

知的所有権豆知識

意匠権と著作権

新商品を考えた場合、従来にはない機能を持つ商品であれば特許権で保護され、機能等は従来同様でも外観のデザインが斬新な商品であれば意匠権で保護され、さらには、ネーミングの妙でヒットする商品であれば商標権で保護される可能性があります。このように、一つの新商品でも複数の工業所有権で保護される場合があります。また、物の外観を保護する権利として

は、工業所有権である意匠権のほかに著作権があります。ここで、意匠法は、産業の発達を目的として、いわゆる工業製品等の量産物の外観を保護するもので、一方、著作権法は、文化芸術の発展を目的として、例えば、品制作の彫刻等の美術品の外観を保護するものです。このように、意匠法と著作権法とは保護対象を異にするものですが、例えば著名な作者の彫刻等の美術工芸品をコピーした置物の外観については、意匠権と著作権との両方で保護される場合があります。この場合、比較的容易に取得できる著作権で保護されるから、特許庁の審査を経なければ取得できない意匠権での保護は必要でないと考えがちですが、果たしてそうでしょうか?

例えば、他人が別個独立にこのような置物を考えたとした場合、絶対的な独占排他権である意匠権ではその販売等を禁止することはできませんが、相対的な権利である著作権ではその販売等を禁止することはできません。従って、著作権にだけ頼るのではなく、意匠権により他人の模倣を絶対的に防止することを第二に考えるべきです。

弁理士会 意匠委員 佐藤 年哉
パテント・アトニー
平成9年10月27日発行 第7号 無断転載禁止
編集 弁理士会広報委員会
発行 弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188

http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc//
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

特集

知的財産アドバイザーJNPS 弁理士「弁理士とのまじり合い」

① 発明について特許を得るには手間と時間そして費用がかかります。その費用には弁理士に支払う費用も含まれています。従って、弁理士に依頼しないで特許出願をし、特許の管理も行おうと考えることは、一見企業経営上合理的なようにみえます。しかし、果たしてそうでしょうか、皆さんは我が子の出産のとき自分の力だけでなされるでしょうか。殆どの方が出産の前から医者に通い、出産も医者の力を借りられると思います。また子供が病氣にかかったときには、医者に連れて行かれるでしょう。それは我が子が可愛いからであり、健全な成長を願う親心からなのです。特許により発明の保護・利用を図る場合もこれと同様に考えるべきでしょう。この点を具体的に見ていきましょう。

② 弁理士による利点その1は、発明の適切な把握とその表現です。発明品（つまり現物）のまま特許を取ることは認められず、特許を取るには、発明を明細書という書面にして文章で表現しなければなりません。しかし、これは意外と難しい作業でありかつ大変厄介なものです。発明が不正確にもしくは狭い権利範囲で表現されたとき、折角の発明について有効な特許を取得できず、無駄な投資に終わることになりかねません。

例えばある人が「A部材とB部材を特定形状に加工し、ボルト止めしたもの」を発明したとします。発明のポイントがA、B両部材の形状にあるとき、その特定形状をボルト止めと関連付けて表現する必要があります。また、釘や接着剤で結合した模倣品の発生をも予測し、これらも権利範囲に含まれるよう手当てする必要もあります。

③ 利点その2は、特許発明の範囲に関する解釈です。自社の製品が他人の特許権に抵触し、裁判所で侵害と判断されれば、自社製品の生産は中止せざるを得ないだけでなく、何千万ないし何十億円という莫大な損害賠償をしなければならぬことにもなります。自社の製品が他人の特許権に抵触するかどうかという点は大変微妙な問題です。弁理士は、この点に関して慎重かつ適切に判断し、貴社の生産活動を安全な方向に導きます。また、自社の製品に似た他人の模倣品の生産・販売を抑える場合にも、弁理士は有効なアドバイスを行います。

④ 利点その3は、製品開発の方向を決定できる点です。「製品開発はまず特許情報から」と言われますが、その入手した情報を弁理士と協力して分析することにより、自社の製品開発を他社との紛争を回避できる安全な方向に進めることが可能となります。

⑤ 利点その4は、特許の評価です。最近金融機関が特許を担保に融資をするケースが生じています。これは、一般にアイデアは豊富だけど資金が乏しいベンチャー企業にとつてうれしい傾向です。弁理士は特許を評価できる専門家です。

⑥ 利点その5は、特許に限られない点です。紙面の都合で今回は発明（特許）のみお話ししましたが、意匠（商品デザイン）、商標（商品ネーム）、不正競争防止法などについても、また米国、欧州の国々、アジア各国で特許、商標等の権利を取得する際も、弁理士は適切なアドバイスを致します。

特許庁からのお知らせ

特許流通促進施策について

特許庁では、我が国企業や大学・試験研究機関が保有するライセンス（譲渡含む）用意のある特許権等の流通を促進し、新規事業の創出や中小・ベンチャー企業の育成を図る総合的な特許流通促進施策を本年度より推進しています。

- 特許流通促進施策の概要
 - 特許流通データベースの整備
ライセンス情報及びニーズ情報をデータベース化し、インターネットを介して無料で開放します。
 - 特許流通フェアの開催
特許提供サイド、特許導入サイド、仲介事業者やコンサルタント等が一同に会し、プレゼンテーションや商談会等を設置する特許流通フェアを、各通産局単位に全国で開催します。
 - 特許流通アドバイザーの派遣等
全国の知的所有権センターに知的所有権と技術移転の専門家を派遣し、ライセンス等に係る各種相談に応じます。
 - 技術分野別特許マップの作成
中小・ベンチャー企業が得意とする技術分野を中心に、過去20年の特許技術を体系化したマップを作成し閲覧可能とします。
- お問い合わせは、特許庁情報流通部まで
電話03-3581-1101(内線3821)



シリーズ② 弁理士 解体新書

「弁理士の秘密保持」 弁理士会の無料相談から

【相談者】私の会社では、外国出願を含めて特許出願を弁理士の方にお願しているのですが、弁理士は秘密を守ってもらえるのでしょうか？

【弁理士】弁理士が業務上知り得た秘密を他人に漏らすことは、弁理士法で厳しく禁じられており、懲役を含む罰則規定が設けられています。従って、弁理士には守秘義務があり、発明の内容が同業他社に漏れることはありません。

【相談者】「日本の弁理士には、顧客と弁理士との間の本来秘密にすべき通信文を、裁判所に開示する義務がある」という米国の判決があったと聞きました。この判決は間違っているのですか？

【弁理士】いいえ。これは、相手が米国の裁判所だからです。たとえば、あなたが自分の特許権を侵害した者に対して侵害訴訟を米国の裁判所に起こしたとします。裁判官は、審理に必要であると判断したときは、あなたに不利な証拠となるような書面を弁理士に提出するように命じ



ることができません。

このとき、米国特許弁理士ですと、裁判所に対しても秘密を保持できる旨が判例により確立されていますので、裁判官からこのような書面提出命令があっても米国特許弁理士と顧客との間の通信文の提出を断ることができます。

しかし、現行の日本の弁理士法には、このような明確な規定がないので、日本の弁理士は、米国の裁判官からの書面提出命令を断れないとされても仕方がないのです。

【相談者】では、米国では、他の国の弁理士も、日本の弁理士と同じように、裁判官からの書面提出命令を断れないのですか？

【弁理士】いいえ、たとえばドイツの弁理士については、「裁判所に対しても秘密を保持できる旨が明確に規定されているので断れる」という判決が出ています。

知的所有権 立見席

たまごっちと特許

発展途上国の「意匠」、「商標」の模倣は目にあまるものがある…と進出企業は特許庁などの行政機関に対して強力に対応を求め、呼び掛けに応えるように監視体制の強化などの対策がはじまっている。

この途上国の模倣は「戦後のわが国をみている状況だ」、「有名税だから仕方がない」と悠長に構えている訳には行かないから当然のこと。「市場の問題に加えて、製品の品質やイメージのダウンにつながる」と死活問題と強調する企業が多い。「たまごっち」の模倣問題は、この現象とダブル。だが、工業所有権で世界のリーダーとしての地位をかため、発展途上国の手本となり、研修生を受け入れている我国としては問題は大きい。先行してアイデアを生み出した「価値」を敬い、権利を与える知的資産、工業所有権はルールが守られなければ成立せず、中国のCD問題で米国が実施した措置は当然の事だ。APEC諸国がTRIPS協定加盟に必死なのは、国際的にルールが守られていると認められ、海外からの進出企業や資



本を守ることもなる。こうした状況の中「たまごっち」問題は我国の姿勢を示すチャンスで、問題に対する手本ともなる。

特許庁は事態を重視し、紛争中の商標・意匠の申請審査を数カ月で判断する早期審査制度を9月1日から実施した。

この措置は、工業所有権の地位向上を目指し、積極的に世界をリードして行こうとする考えの表れでもある。新たな制度はプロパテント(特許重視)政策の目標の柱ともなる訳で、キチンとした対応をとることの必要性を改めて提起した事にもなる。二匹目のどじょうを狙った「たまごっち」の類似を許さない体制づくりが、我国の国際的な地位を高めるのだ。(T.K)

そこで、弁理士の集まりである弁理士会では、このままでは日本の出願人に著しく不利となりますので、弁理士法を改正して、あのような米国の判決が二度と出ないようにしようとしています。

【相談者】分かりました。是非とも弁理士法を改正して我々に不利にならないようにお願い致します。

(次号につづく)

弁理士会
弁理士法改正特別委員会
副委員長 柳生征男

